

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和7年5月20日） 新旧対照表

改正後	現行
農林水産部（水産林務関係） 工事施工管理基準 工事施工管理実施要領 福岡県農林水産部 令和7年5月	農林水産部（水産林務関係） 工事施工管理基準 工事施工管理実施要領 福岡県農林水産部 令和5年10月

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和7年5月20日） 新旧対照表

改 正 後	現 行
目次（略）	目次（略）
[改定の経緯]	[改定の経緯]
(1) 昭和60年 2月18日 制 定	(1) 昭和60年 2月18日 制 定
(2) 昭和63年 8月23日 改 定	(2) 昭和63年 8月23日 改 定
(3) 平成 8年 4月 1日 改 定	(3) 平成 8年 4月 1日 改 定
(4) 平成14年10月 1日 改 定	(4) 平成14年10月 1日 改 定
(5) 平成19年 4月 1日 改 定	(5) 平成19年 4月 1日 改 定
(6) 平成22年 4月 1日 改 定	(6) 平成22年 4月 1日 改 定
(7) 平成22年 6月 1日 改 定	(7) 平成22年 6月 1日 改 定
(8) 平成23年 2月 1日 改 定	(8) 平成23年 2月 1日 改 定
(9) 平成26年 4月 1日 改 定	(9) 平成26年 4月 1日 改 定
(10) 平成29年 4月 1日 改 定	(10) 平成29年 4月 1日 改 定
(11) 平成30年12月 1日 改 定	(11) 平成30年12月 1日 改 定
(12) 令和 元年 7月17日 改 定	(12) 令和 元年 7月17日 改 定
(13) 令和 2年 4月27日 改 定	(13) 令和 2年 4月27日 改 定
(14) 令和 3年 7月 1日 改 定	(14) 令和 3年 7月 1日 改 定
(15) 令和 4年10月 1日 改 定	(15) 令和 4年10月 1日 改 定
(16) 令和 5年 1月 1日 改 定	(16) 令和 5年 1月 1日 改 定
(17) 令和 5年 4月 1日 改 定	(17) 令和 5年 4月 1日 改 定
(18) 令和 5年10月 1日 改 定	(18) 令和 5年10月 1日 改 定
(19) 令和 7年 5月20日 改 定	

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和7年5月20日） 新旧対照表

改 正 後	現 行
1. 総則（略） 2. 適用（略） 3. 施工管理 （1）～（2）（略） （3）施工管理記録様式について 1）施工計画書（様式－1） 受注者は、契約締結後工事の施工計画について監督員と協議し、速やかに施工計画書を監督員に提出しなければならない。 なお、施工計画書は農林水産部制定「土木工事共通仕様書」に基づき、下記①～⑮により構成するものとする。 ただし、簡易な工事（請負金額が5百万円以下等共通仕様書に示されている工事）は①、③、⑧～⑩、⑫、⑮以外、簡易な工事を除く5千万円未満の工事は①、③、⑥～⑩、⑫、⑮以外の事項を省略することができる。 また、当該工事が施工中に契約変更された場合は、変更後にかかわる残事業について施工計画の変更を協議し、速やかに変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。 しかし、新たな工種・工法の追加がなく数量のみの変更や1ヶ月程度の工期変更のような施工計画に大きく影響しない場合は、監督員の承諾を得て提出を省略できる。	1. 総則（略） 2. 適用（略） 3. 施工管理 （1）～（2）（略） （3）施工管理記録様式について 1）施工計画書（様式－1） 受注者は、契約締結後工事の施工計画について監督員と協議し、速やかに施工計画書を監督員に提出しなければならない。 なお、施工計画書は農林水産部制定「土木工事共通仕様書」に基づき、下記①～⑭により構成するものとする。 また、当該工事が施工中に契約変更された場合は、変更後にかかわる残事業について施工計画の変更を協議し、速やかに変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。 しかし、新たな工種・工法の追加がなく数量のみの変更の場合は提出を省ける。

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和7年5月20日） 新旧対照表

改 正 後			現 行		
①	工事概要	⑨	交通管理	①	工事概要
②	現場組織表	⑩	安全管理	②	現場組織表
③	工程表	⑪	仮設備計画	③	工程表
④	主要機械	⑫	環境対策	④	主要機械
⑤	主要資材	⑬	再生資源の利用の促進および建設副産物の適正 処理方法	⑤	主要資材
⑥	施工方法	⑭	法定休暇・所定休暇	⑥	施工方法
⑦	施工管理	⑮	その他	⑦	施工管理
⑧	緊急時の体制			⑧	緊急時の体制
標準的な記載内容は次表のとおりである。			標準的な記載内容は次表のとおりである。		
番 号	記載事項	内 容	番 号	記載事項	内 容
1～13 （略）			1～13 （略）		
14	法定休暇・所定休暇	週休二日の取組み			
15	その他	工事現場の美装化及び現場作業環境等 契約図書及び監督員の指示で施工計画書に記載 を必要とするもの等 一般競争入札における「簡易な施工計画」の技術 提案 その他必要と認められるもの	14	その他	工事現場の美装化及び現場作業環境等 契約図書及び監督員の指示で施工計画書に記載を必要 とするもの等 一般競争入札における「簡易な施工計画」の技術提案 その他必要と認められるもの
(3) 2)～7) (略)			(3) 2)～7) (略)		
(4) (略)			(4) (略)		

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和7年5月20日） 新旧対照表

改 正 後	現 行
4. 施工体制 （１）主任（監理）技術者等 主任（監理）技術者は、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、常時継続的に当該工事現場に置かれていなければならない。 また、建設業法第26条第3項において、公共性にある工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金額が 4, 500万円以上のもの）については、主任技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。 なお、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって監理技術者講習を受講した者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。 現場代理人については、工事請負契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないと規定されている。 1）（略） 2）監理技術者 ① 発注者から直接工事を請負い、そのうち 5, 000万円（建築一式工事の場合は 8, 000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合は、専任の主任技術者にかえて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の「監理技術者」を現場に置かなけれ	4. 施工体制 （１）主任（監理）技術者等 主任（監理）技術者は、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、常時継続的に当該工事現場に置かれていなければならない。 また、建設業法第26条第3項において、公共性にある工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金額が 4, 000万円以上のもの）については、主任技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。 なお、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって監理技術者講習を受講した者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。 現場代理人については、工事請負契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないと規定されている。 1）（略） 2）監理技術者 ① 発注者から直接工事を請負い、そのうち 4, 500万円（建築一式工事の場合は 7, 000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合は、専任の主任技術者にかえて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の「監理技術者」を現場に置かなけれ

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和7年5月20日） 新旧対照表

改

正

後

ばならない。

②（略）

3）（略）

○建設業法に規定されている監理技術者・主任技術者の資格
（指定建設業に係るもの）

許可の種類	特 定 建 設 業		一般建設業
元請工事における 下請け金額の合計	5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円以上は契約 できない。
工 事 現 場 に 置くべき技術者	監理技術者 （監理技術者資格証の交 付を受けた者であって監 理技術者講習を受講した 者）	主 任 技 術 者	主 任 技 術 者
技術者の資格要件	1 級 国 家 資 格 者 建設大臣特別認定者	1 級国家資格者 2 級国家資格者 実 務 経 験 者	
技 術 者 の 専 任	請負金額 4,500万円以上		

指定建設業：土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の7業種

現

行

ばならない。

②（略）

3）（略）

○建設業法に規定されている監理技術者・主任技術者の資格
（指定建設業に係るもの）

許可の種類	特 定 建 設 業		一般建設業
元請工事における 下請け金額の合計	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約 できない。
工 事 現 場 に 置くべき技術者	監理技術者 （監理技術者資格証の交 付を受けた者であって監 理技術者講習を受講した 者）	主 任 技 術 者	主 任 技 術 者
技術者の資格要件	1 級 国 家 資 格 者 建設大臣特別認定者	1 級国家資格者 2 級国家資格者 実 務 経 験 者	
技 術 者 の 専 任	請負金額 4,000万円以上		

指定建設業：土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の7業種

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和7年5月20日） 新旧対照表

改

正

後

○ 施工管理技術検定制度活用による監理技術者・主任技術者の資格

(土木管理技士等の場合)

契約予定金額 (請負代金額)	監理技術者又は主任技術者
16,000万円以上	イ. 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学又は農業土木(平成30年度以前に合格した者に限る。)」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。
4,500万円以上 16,000万円未満	ハ. 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級(種別を「土木」とするものに限る。))の土木施工管理とするものに合格した者 ニ. 上欄のロに掲げる者

○ 一般土木工事に従事する主任技術者

請 負 金 額	主 任 技 術 者
16,000万円以上	工事の専任の主任技術者は、次の(ア)又は(イ)に掲げる者でなければならない。 (ア) 建設業法による技術検定のうち、検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 (イ) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学又は農業土木(平成30年度以前に合格した者に限る。)」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。
4,500万円以上 16,000万円未満	工事の専任の主任技術者は、次の(ウ)又は(エ)に掲げる者でなければならない。 (ウ) 建設業法による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は、1級若しくは2級(種別を「土木」とするものに限る。))の土木施工管理とするものに合格した者。 (エ) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学又は農業土木(平成30年度以前に合格した者に限る。)」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水

現

行

○ 施工管理技術検定制度活用による監理技術者・主任技術者の資格

(土木管理技士等の場合)

契約予定金額 (請負代金額)	監理技術者又は主任技術者
16,000万円以上	イ. 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ. 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(農業農村工学・農業土木(平成30年度以前に合格)に限る。)、森林部門(森林土木に限る)の資格を有する者
4,500万円以上 16,000万円未満	ハ. 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者 ニ. 上欄のロに掲げる者

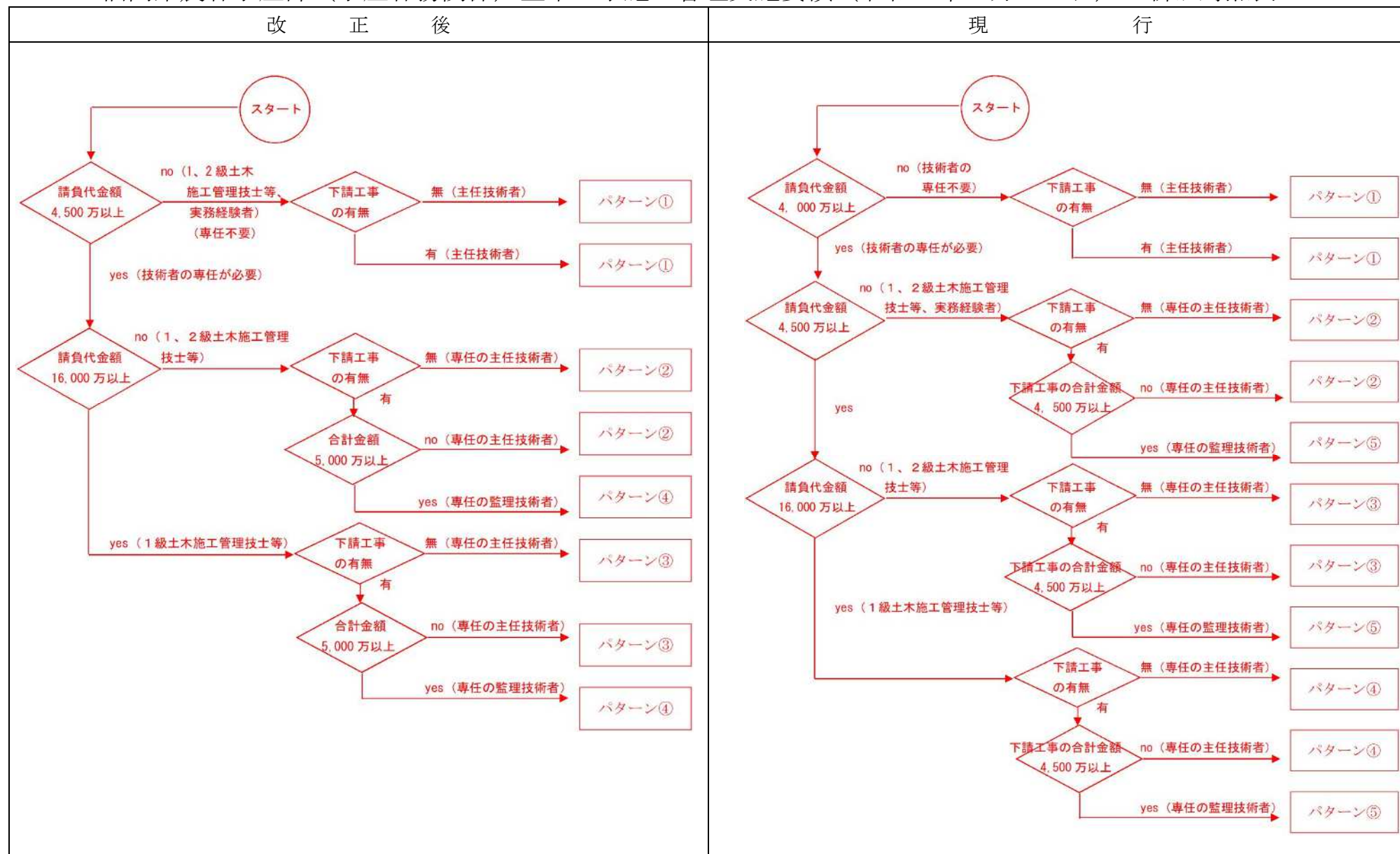
○ 一般土木工事に従事する主任技術

請 負 金 額	主 任 技 術 者
16,000万円以上	工事の専任の主任技術者は、次の(ア)又は(イ)に掲げる者でなければならない。 (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 (イ) 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」、「農業土木(平成30年度以前に合格)とするものに限る)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)の資格を有する者
4,500万円以上 16,000万円未満	工事の専任の主任技術者は、次の(ウ)又は(エ)に掲げる者でなければならない。 (ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 (エ) 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」、「農業土木(平成30年度以前に合格)とするものに限る)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)の資格を有する者
4,000万円以上 4,500万円未満	工事の専任の主任技術者は、上欄の(ウ)、(エ)に掲げる者及び実務経験者
4,000万円未満	工事の主任技術者は、上欄の(ウ)、(エ)に掲げる者及び実務経験者

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和7年5月20日） 新旧対照表

改正後		現行
4. 500万円未満	産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。	
	工事の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者	
（参考）技術者選任フロー図 現場に置くべき技術者は、建設業法及び施工管理技術検定制度活用を通達で請負代金額及び下請金額により決められており、下記フロー図・次頁の技術者選任パターン表のとおりである。		（参考）技術者選任フロー図 現場に置くべき技術者は、建設業法及び施工管理技術検定制度活用を通達で請負代金額及び下請金額により決められており、下記フロー図・次頁の技術者選任パターン表のとおりである。

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和7年5月20日） 新旧対照表



福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和7年5月20日） 新旧対照表

改 正 後					現 行				
〔技術者選任パターン表〕 前頁のフロー図により選択したパターンは、下記のとおりである。					〔技術者選任パターン表〕 前頁のフロー図により選択したパターンは、下記のとおりである。				
パター	技 術 者	資 格 要 件	現場代理人 との兼務	他 現 場 との兼務	パター	技 術 者	資 格 要 件	現場代理人 との兼務	他 現 場 との兼務
①	主 任 技 術 者	・ 1、2 級建設機械施工・ 1、2 級土木施工管理技 士・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土 木・森林土木・水産土木） ・ 実務経験者※ 1	可	可	①	主 任 技 術 者	1、2 級建設機械施工・ 1、2 級土木施工管理技 士・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木（平 成 30 年度以前に合格）・森林土木） 実務経験者	可	可
②	専任の主任技術者	・ 1、2 級建設機械施工・ 1、2 級土木施工管理技 士・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土 木・森林土木・水産土木）	可	不可※ 2	②	専任の主任技術者	1、2 級建設機械施工・ 1、2 級土木施工管理技 士・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木（平 成 30 年度以前に合格）・森林土木） 実務経験者	可	不可
③	専任の主任技術者	・ 1 級建設機械施工・ 1 級土木施工管理技 士・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土 木・森林土木・水産土木）	可	不可※ 2	③	専任の主任技術者	1、2 級建設機械施工・ 1、2 級土木施工管理技 士 技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木 （平成 30 年度以前に合格）・森林土木）	可	不可
④	専任の監理技術者	・ 1 級建設機械施工・ 1 級土木施工管理技 士・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土 木・森林土木・水産土木）	可	不可※ 3	④	専任の主任技術者	1 級建設機械施工・ 1 級土木施工管理技 士・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木 （平成 30 年度以前に合格）・森林土木）	可	不可
※ 1 実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、設計技術者として設計 に従事した経験や現場監督技術者として監督に従事した経験等も含まれる。また、建設業法第 7 条 第 2 号に定める経験年数を有すること。 ※ 2 契約書に添付されている特記仕様書に別に定めがある場合を除く。 ※ 3 監理技術者の他の現場との兼任については、建設業法 26 条第 3 項及び「監理技術者制度運用マニ ュアル」を参照。					⑤	専任の監理技術者	1 級建設機械施工・ 1 級土木施工管理技 士・技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木 （平成 30 年度以前に合格）・森林土木）	可	不可

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和7年5月20日） 新旧対照表

改正後	現行
（２）施工体制台帳及び施工体系図 １）～３）（略） ４）提出手続き 受注者は、施工体制台帳等を作成後、速やかに関係書類を監督員に提出しなければならない。 また、下請負契約の相手方を県外業者（県内に本店を有する業者以外の業者）とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて選定理由書を監督員に提出すること。 （３）～（４）（略） 様式 １ 施 工 計 画 書 １～１３（略） 14 法定休暇・所定休暇 P〇〇 15 その他 P〇〇	（２）施工体制台帳及び施工体系図 １）～３）（略） ４）提出手続き 受注者は、施工体制台帳等を作成後、速やかに関係書類を監督員に提出しなければならない。 （３）～（４）（略） 様式 １ 施 工 計 画 書 １～１３（略） 14 その他 P〇〇